

西宮北消防署山口分署へ届出(火気使用时)

- ・ 火気使用の場合は、「西宮市消防局 北消防署山口分署 警防第1係」宛に事前に届ける必要があります。届出方法は、利用要領:別添②「消防活動障害となる行為等の届出書」に必要事項を記載して提出します。
- ・ 地番は2つに分かれています。利用要領:別添③の地図を参照のうえ、利用する野営場所在地番(1356、1368-2)を必ず記載してください。(提出は別添②のみで別添③は不要です)
- ・ 山口分署への届出は、必ず、利用要領:別添②の書面を利用開始日の3日前までにファクシミリで送付。届出内容に変更や中止の場合には、事前にその旨の連絡が必要です。
- ・ 同時期に複数の団体で火気を使用する場合は、火気使用の始期～終期を明示して山口分署へ一括申請をお願いします。野営場利用申請の際、県連事務局へ確認のうえ、同時期利用の僚団体間で調整して一括届出をお願いします。(複数の届出による山口分署の事務混乱回避のため)
- ・ なお、気象条件によって気象警報・注意報が発令された場合(見込みを含む)には、山口分署から事前に注意喚起の連絡が入ります。届出書連絡先記載の利用責任者は、常時連絡可能な電話番号を必ず記載してください。(暴風警報、強風注意報、乾燥注意報など)

消防届け提出先

西宮北消防署山口分署 警防第1係(担当:大林様 H30.7.16時点)

所在地 : 西宮市山口町下山口4丁目1-20

電話 : 078-904-0119

FAX : 078-903-3924